

# 国民年金だより No.200



保険課 国保年金係 ☎72-2101(内線324)  
岡谷年金事務所 ☎23-3661

## 令和7年度(6月13日支払い分)からの年金額

65歳になったとき…

### 老 齢 基 礎 年 金

**831,700**円(満額)

20歳から60歳になるまでの40年間の保険料をすべて納めると、満額の老齢基礎年金を受け取ることができます。厚生年金保険の被保険者の期間と合わせて受給資格期間が10年(120月)以上ある方は、老齢基礎年金を受け取ることができますが、納付状況や免除期間などにより、上記の満額より年金額が少なくなります。お勤めしていた期間の年金は、老齢厚生年金として受け取れます。

もしも、一家の働き手に先立たれたら…

### 遺 族 基 礎 年 金

◇子のある配偶者が受け取るとき **831,700**円+(子の加算額)

◇子が受け取るとき(次の金額を子の数で割った額が、1人あたりの額となります。)

**831,700**円+(2人目以降の子の加算額)

※1人目および2人目の子の加算額 ……1人につき 239,300円

3人目以降の子の加算額 ……1人につき 79,800円

国民年金に加入中の方が亡くなったとき、その方に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が、遺族基礎年金を受け取ることができます。

遺族基礎年金の支払いは、子が18歳(子に障害がある場合は20歳)に到達する年度の末日までです。

もしも、病気やケガで障害が残ったら…

### 障 害 基 礎 年 金

◇1級障害 **1,039,625**円      ◇2級障害 **831,700**円

国民年金に加入中の病気やケガにより、障害の状態にある間は障害基礎年金を受け取ることができます。

障害基礎年金を受け取るためには、一定の保険料納付要件があります。

20歳前に障害となった場合は、20歳になったときに請求ができます。この場合本人の所得によって支給制限があります。

※年金額は毎年変わります。上記は令和7年度の年金額です。

※お問い合わせは岡谷年金事務所までお願いします。